

令和4年3月16日福島県沖地震に係る災害給付金等の請求手続き等について

このたびの令和4年3月16日福島県沖地震により被害を受けられた所属所及び組合員の皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、この地震による災害給付金等の請求手続き等について、下記の取り扱いといたしますので、お知らせいたします。

記

I 災害見舞金について

1 災害見舞金の支給対象者

- (1) 令和4年3月16日福島県沖地震により、組合員（任意継続組合員を含む。以下同様。）又は別居の被扶養者の居住している住居に損害を受け、「り災証明書」の判定が「中規模半壊」以上の判定を受けた方。
- (2) 令和4年3月16日福島県沖地震により、組合員、被扶養者及び別居の被扶養者の全家財の3分の1以上の損害を受けた方。

2 住居について

(1) 損害の程度の判定

- ①現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、公務員宿舎、公営住宅、借家借間等を問いません。ただし、普段使用していない別棟の離れ屋、物置、門及び塀は住居に含まない。
- ②損害の程度は、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により市町村長が発行する「り災証明書」を基本として判定する。
- ③別居の被扶養者がいる場合、組合員の住居と別居の被扶養者の住居の「り災証明書」のいずれかが「中規模半壊」以上の場合は、組合員の住居と別居の被扶養者の住居のいずれか被害が大きい「り災証明書」により判定する。

(2) 損害の換価の方法

- ①り災証明書が「全壊」（組合員又は別居被扶養者のいずれかの住居）の場合→「全部」
- ②り災証明書が「大規模半壊」（組合員又は別居被扶養者のいずれかの住居）の場合→「2分の1以上」
- ③り災証明書が「中規模半壊」（組合員又は別居被扶養者のいずれかの住居）の場合→「3分の1以上」

(表 1) 住居の判定表

り災証明書の損害の程度 (内閣府の基準)	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊・準半壊・一部損壊
損害基準判定 (経済的被害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	30%未満
地共済法第 73 条別表災害見舞金	全壊相当の損害	1/2 以上相当の損害	1/3 以上相当の損害	1/3 未満相当の損害
換価月数	2 月	1 月	0.5 月	0 月

(表 2) 別居の被扶養者がいる場合の住居の判定表

り災証明書の損害の程度 (内閣府の基準)		別居の被扶養者の住居				
		全壊	大規模半壊	半壊	半壊・準半壊・一部損壊	なし
組合員の住居	全壊	全部	全部	全部	全部	全部
	大規模半壊	全部	1/2 以上	1/2 以上	1/2 以上	1/2 以上
	中規模半壊	全部	1/2 以上	1/3 以上	1/3 以上	1/3 以上
	半壊・準半壊・一部損壊	全部	1/2 以上	1/3 以上	支給対象外	支給対象外
	なし	全部	1/2 以上	1/3 以上	支給対象外	—

3 家財について

- (1) 住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいい、山林、田畑、宅地、賃貸等の不動産及び現金、預貯金、有価証券等は含まない。
- (2) 組合員及び被扶養者が住んでいる住居にある全家財とし、組合員とその被扶養者が別居している場合には、被扶養者が住んでいる住居にある全家財も組合員の家財の一部として取り扱う。
- (3) 「家財一覧表」により記載した災害見舞金支給調査書の損害の程度を判定する。
- (4) 損害の換価の方法
り災前の全財産の購入金額に対する損害額により損害の程度を判定する。購入時の金額が分からない場合は、同程度の物を新しく購入した場合の再取得価格とする。家財の損害程度が3分の1以上に該当するか否かについては、「家財一覧表」にて各自で確認する。
- (5) 住居に被害がない場合や、住居に係るり災証明書が「半壊・準半壊・一部損壊」の場合等で、家財のみ申請する場合の支給月数は、0.5 月を上限とする。

(表 3) 家財の判定表

災害見舞金支給調査書の損害の割合	地共済法別表に掲げる損害の程度	支給月数
100%	家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	2 月
50%以上 100%未満	家財の 1/2 以上が焼失し、又は滅失したとき	1 月
33.34%以上 50%未満	家財の 1/3 以上が焼失し、又は滅失したとき	0.5 月
33.34%未満	支給対象外	—

4 住居及び家財ともに被災した場合の損害の程度の判定表

(表 4)

り災の程度		地方公務員等共済組合法別表に掲げる損害の程度及び支給月数	
住居	家財	損害の程度	支給月数
り災証明書の 損害の程度	損害割合 (%)		
全壊	100	住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	3月
	50～ 99.99	住居の全部、家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき	3月
	33.34～ 49.99	住居の全部、家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき	2.5月
	0～ 33.33	住居の全部が焼失し、又は滅失したとき	2月
大規模半壊	100	住居の1/2以上、家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	3月
	50～ 99.99	住居及び家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき	2月
	33.34～ 49.99	住居の1/2以上、家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき	1.5月
	0～ 33.33	住居の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき	1月
中規模半壊	100	住居の1/3以上、家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	2.5月
	50～ 99.99	住居の1/3以上、家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき	1.5月
	33.34～ 49.99	住居及び家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき	1月
	0～ 33.33	住居の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき	0.5月
半壊・準半壊・一部損壊 又は 住居被害なし	33.34～	家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき	0.5月 (上限)

5 提出書類について

(1) 住居及び家財ともに申請する場合

- ・災害見舞金請求書
- ・災害見舞金支給調査書
- ・り災証明書(住居)原本
- ・住居・家財の損害状況が分かる写真複数枚
*被災住居全景、住居内部等多方面からの写真
- ・家財一覧表
- ・通勤用自家用車が被災した場合は、車を処分(廃車)したことが分かる書類、通勤届の写しを添付(組合員が通勤に使用している車両1台に限り対象とする。)
*車の名義が組合員と違う場合は、「災害見舞金請求書」備考欄に組合員の使用状況等を記載する

(2) 住居が半壊・準半壊・一部損壊で、家財のみ申請する場合

- ・上記(1)と同様の書類

(3) 住居には被害がなく、家財のみ申請する場合

- ・災害見舞金請求書
- ・災害見舞金支給調査書
- ・家財の損害状況が分かる写真複数枚
 - *被災家財全部の写真
- ・家財一覧表
- ・通勤用自家用車が被災した場合は、車を処分（廃車）したことが分かる書類、通勤届の写しを添付（組合員が通勤に使用している車両1台に限り対象とする。）
 - *車の名義が組合員と違う場合は、「災害見舞金請求書」備考欄に組合員の使用状況等を記載する

6 留意事項

- (1) 災害見舞金については、給付事由の生じた日（り災した日）から2年間請求を行わないときは時効とする。
- (2) 建築中の建物については、支給対象外とする。
- (3) 住居に被害はないが危険区域にあること等により、立ち退き命令を受けた場合は、「立ち退きに係る市町村長等の証明書」等により「全壊」として取り扱います。（一時的避難、自己都合による転居は除く）
- (4) 提出された書類での決定が困難な場合は、上記以外の書類の提出を求め判定を行う。
また、共済組合が必要と判断した場合は、当該住居等の現地調査を行うこととする。
- (5) 上記書類をすべて提出された場合でも、支給要件に該当しないと判定したときは、災害見舞金は支給しないこととする。

II 災害見舞品について

災害見舞金の支給を受けた組合員のうち次の要件に該当する場合は、全国市町村職員共済組合連合会災害見舞品の支給に関する規程により「災害見舞品」購入費用が支給されます。

(1) 要件及び支給額

- ①災害見舞金の算定基礎となった月数が2月以上の場合・・・50,000円
 - ②災害見舞金の算定基礎となった月数が2月に満たないが、災害救助法が適用される災害（令和4年3月16日福島県沖地震）が要因であった場合・・・・・・・・30,000円
- *当該組合員の住居又は家財が災害救助法の適用された区域内であるか否かは問いません。

(2) 請求手続き

当該見舞品については、災害見舞金の請求をもって災害見舞品の請求があったものとします。

令和4年3月22日

宮城県市町村職員共済組合

災害見舞金請求書

		決定額			円
組合員証記号番号	—		所属所		
組合員氏名			生年月日	昭和	年 月 日
標準報酬の月額	第	級	請求金額	円	
	円				
市町村長 消防署長 又は 警察署長 の証明	罹災者 氏名		罹災日	令和	年 月 日
	罹災場所				
	罹災原因と その状況				
	損害程度				
	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日 職名 証明者 氏名 印				
備考					
上記のとおり請求します。 宮城県市町村職員共済組合理事長 様 令和 年 月 日 (【請求者氏名】は自ら署名してください) 住所 請求者 氏名					
上記の記載事項に、誤りがないことを確認しました。 令和 年 月 日 職名 所属所長 氏名					

*任意継続組合員の請求は、「標準報酬の額」欄に退職時の掛金の基礎となった標準報酬月額を記入してください。

所属所
受付印

災害見舞金請求書

			決定額		円
組合員証記号番号	200	—	2000	所属所	宮城県市町村職員共済組合
組合員氏名	共済 太郎			生年月日	昭和 45 年 1 月 1 日
標準報酬の月額	第	21	級	請求金額	円
	360,000 円				
市町村長 消防署長 又は 警察署長 の証明	罹災者 氏名	共済 太郎		罹災日	令和 4 年 3 月 16 日
	罹災場所	宮城県〇〇市〇〇丁目〇〇番地〇〇号			
	罹災原因と その状況	令和4年3月16日福島県沖地震により住居及び家財等が被災。			
	損害程度	地震により、住居が半壊し、家財も損害を受けた。			
	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日 職名 証明者 氏名 印				
備考					
上記のとおり請求します。 宮城県市町村職員共済組合理事長 様 令和 年 月 日 (【請求者氏名】は自ら署名してください) 住所 請求者 氏名					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 職名 所属所長 氏名					

*任意継続組合員の請求は、「標準報酬の額」欄に退職時の掛金の基礎となった標準報酬月額を記入してください。

所属所
受付印

災害見舞金支給調査書

組合員証記号番号		組合員氏名		所属所										
—														
り災の場所				り災日時	自	令和	年	月	日	時				
				至	令和	年	月	日	時					
り災の状況														
り災の程度														
住居又は家財		見積額				り災率 (%)	備考							
		り災前 (円)		損害 (円)										
住居				—										
家財	家具等						家財一覧表のとおり							
	衣類等						"							
	その他						"							
	計						"							
認定	標準報酬月額の _____ ケ月分													
り災状況の見取図						共 済 処 理 欄	調査年月日							
							令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日							
							調査担当者氏名							
							調査立会人氏名							
							備考							
							事務局長		事務局次長		課長		係	

- 1 「り災の状況」欄は、具体的に記入のこと
- 2 見積額は、社会通念による時価とすること
- 3 り災の程度「備考」欄には、住居の構造を記入のこと
- 4 住居について2階以上の場合は、その階数を備考欄に記入のこと
- 5 家財の名称欄は、家具、衣類等主要なものとし、その他は合計額により記入のこと

災害見舞金支給調査書

記入例

組合員証記号番号		組合員氏名		所属所			
200 - 2000		共済 太郎		宮城県市町村職員共済組合			
り災の場所	宮城県〇〇市〇〇丁目〇〇番地〇〇号			り災日時	自 令和 4 年 3 月 16 日 23 時 至 令和 4 年 3 月 16 日 〇 時		
り災の状況	令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により住居及び家財が損害を受けた。						
固定資産税課税台帳による額がわかる場合、記載してください		り災の程度			り災証明書の判定を記載してください		
住居又は家財		見積額		り災率 (%)		備考	
		り災前 (円)	損害 (円)				
住居		15,000,000	—	半壊		別添り災証明書のとおり 木造・二階建て	
家財	家具等	2,480,000	1,070,000	43.15%		家財一覧表のとおり	
	家電等	6,750,000	2,350,000	34.81%		"	
	その他	300,000				"	
	計	9,530,000	3,420,000	35.88%		"	
認定	標準報酬月額の 〇 月分						
り災状況の見取図				調査年月日			
				令和 〇 年 〇 月 〇 日			
				調査担当者氏名			
				調査立会人氏名			
				備考			
				事務局長			
係							

- 1 「り災の状況」欄は、具体的に記入のこと
- 2 見積額は、社会通念による時価とすること
- 3 り災の程度「備考」欄には、住居の構造を記入のこと
- 4 住居について2階以上の場合は、その階数を備考欄に記入のこと
- 5 家財の名称欄は、家具、衣類等主要なものとし、その他は合計額により記入のこと

家財一覧表

記号・番号			氏名		世帯人数	人
品目	数量	購入金額 (A)	損害金額 (B)	り災したものに ついて○印	り災しなかつたものに ついて○印	備考
家具等		円	円			
	小計					
衣類等						
	小計					
電化製品等						
台所用品等						
その他						
小計						
合計						
(り災状況)		$\frac{\text{損害金額 (B)}}{\text{購入金額 (A)}} = \text{ } = \text{ } \%$				

- (注) ① 家財は、社会生活上必要な一切の財産をいい、山林・田畑・貸家・宅地・現金・有価証券・預貯金・骨董品等は含まない。
- ② 購入金額欄には組合員と被扶養者と同居家族が住んでいる住居にあるの家財すべてを記載してください。
- ③ 金額は、原則として購入時の価格とし、不明の場合は同程度の物を新しく購入した場合の再取得価格とします。
- ④ 車両(自動車、バイク、自転車)は、組合員の通勤用1台のみを記載してください。

複数枚での提出も可能です。

記入例

令和 年 月 日

家財一覧表							
記号・番号	200	2000	氏名	共済 太郎		世帯人数	5 人
品目	数量	購入金額 (A)	損害金額 (B)	り災したものに ついて○印	り災しなかつたものに ついて○印	備考	
家具等	食器棚	2	100,000 円	100,000 円	○		購入金額には、 組合員と被扶 養者が住んで いる住居の家 財を全て記入し てください。
	ダイニングセット	1	70,000	70,000	○		
	応接セット	2	200,000	200,000	○		
	ソファ	2	60,000			○	
	ベット	2	200,000			○	
	絨毯、カーペット	6	200,000			○	
	照明器具	9	300,000		○		
	タンス・棚	10	600,000	600,000	○		
	サイドボード	2	100,000	50,000	○		
	ドレッサー	1	50,000	50,000	○		
	カーテン	8	400,000			○	
	寝具一式		200,000			○	
小 計		2,480,000	1,070,000				
衣 類 等	洋服一式		1,500,000			○	
	着物一式		600,000			○	
	靴・バック類	30	600,000			○	
	時計、アクセサリ	20	800,000			○	
	座布団・クッション	20	50,000			○	
	玩具一式		200,000	50,000	○		
	学用品一式		200,000			○	
小 計		3,950,000	50,000				
電 化 製 品 等	テレビ	2	200,000	100,000	○		
	DVDデッキ	2	100,000	50,000	○		
	CDコンポ	1	100,000	100,000	○		
	電話 (FAX)	1	30,000	30,000	○		
	パソコン	2	400,000	400,000	○		
	洗濯機	1	150,000	150,000	○		
	冷蔵庫	1	150,000	150,000	○		
	電子レンジ	1	30,000	30,000	○		
	炊飯器	1	30,000	30,000	○		
	掃除機	2	100,000	50,000	○		
	ポット	1	10,000	10,000	○		
	電子ピアノ	1	350,000	350,000	○		
	ファンヒーター	2	50,000	50,000	○		
	エアコン	2	400,000	200,000	○		
エコキュート	1	400,000	400,000	○			
台 所 用 品 等	調理器具一式		100,000	50,000	○		
	食器類一式		200,000	150,000	○		
そ の 他	書籍等・雑貨類		300,000			○	
小 計		3,100,000	2,300,000				
合 計		9,530,000	3,420,000				
(り災状況) $\frac{\text{損害金額 (B)}}{\text{購入金額 (A)}} = \frac{3,420,000}{9,530,000} = 35.88 \%$							

- (注) ① 家財は、社会生活上必要な一切の財産をいい、山林・田畑・貸家・宅地・現金・有価証券・預貯金・骨董品等は含まない。
 ② 購入金額欄には組合員と被扶養者と同居家族が住んでいる住居にある家財すべてを記載してください。
 ③ 金額は、原則として購入時の価格とし、不明の場合は同程度の物を新しく購入した場合の再取得価格とします。

複数枚での提出も可能です。